

(総論) 第6章 計画の基本的な考え方

区	圏域	国勢調査結果(総務省:2015(H27).10.1)より推計 単位:人			介護保険事業統計(大阪市福祉局:2017(H29).3.31) 単位:人			
		世帯数	高齢者を含む世帯数	高齢者単身世帯	第1号被保険者	認定者数	要支援認定者数	要介護認定者数
北区	①	74,053	16,630	7,209	23,678	4,996	2,009	2,987
	②	39,084	7,826	3,492				
都島区	①	34,969	8,804	3,717	24,819	5,399	2,113	3,286
	②	51,505	17,139	6,619				
福島区	①	25,611	7,599	3,346	14,704	3,141	1,245	1,896
	②	25,894	9,540	3,273				
此花区	①	37,485	10,008	3,635	18,045	3,895	1,429	2,466
	②	30,685	12,105	4,467				
中央区	①	13,392	5,686	2,125	15,920	3,249	1,234	2,015
	②	17,293	6,419	2,342				
西区	①	59,023	11,532	5,500	15,266	2,907	1,153	1,754
	②	29,346	6,427	3,351				
港区	①	29,677	5,105	2,149	22,192	5,150	1,720	3,430
	②	52,106	10,183	3,934				
大正区	①	40,323	15,170	6,019	20,156	4,682	1,719	2,963
	②	26,556	8,965	3,411				
天王寺区	①	13,767	6,205	2,608	14,636	3,342	1,239	2,103
	②	29,172	13,495	5,162				
浪速区	①	11,227	5,673	2,208	12,618	3,284	1,231	2,053
	②	17,945	7,822	2,954				
西淀川区	①	38,014	10,291	4,121	24,090	5,226	2,057	3,169
	②	42,889	16,326	6,090				
淀川区	①	24,518	9,176	3,331	40,535	8,667	3,504	5,163
	②	18,371	7,150	2,759				
東淀川区	①	94,400	29,038	12,351	41,563	10,318	3,648	6,670
	②	27,707	8,972	3,629				
東成区	①	30,430	8,157	3,647	2,003			
	②	10,607	4,080	1,677				
生野区	①	25,656	7,829	3,398	3,373			
	②	92,435	29,024	12,219				
旭区	①	24,849	7,233	2,927	2,588			
	②	22,768	8,355	3,297				
城東区	①	25,515	7,822	3,650	42,721	9,315	3,929	5,386
	②	19,303	5,614	2,345				
鶴見区	①	39,637	14,145	5,518	24,788	5,646	2,079	3,567
	②	17,304						
阿倍野区	①	22,333			27,753	6,765	2,812	3,953
	②	63,532						
住之江区	①	15,203			35,629	8,095	3,103	4,992
	②	15,708						
住吉区	①	12,820			41,956	11,005	4,296	6,709
	②	19,801						
東住吉区	①	43,664			37,581	10,201	3,602	6,599
	②	14,342						
平野区	①	10,007			54,721	13,592	4,939	8,653
	②	19,315						
西成区	①	8,137			41,112	12,825	4,196	8,629
	②	3,054						

後日更新

Ⅱ 重点的な課題と取組み

第7章 重点的な課題と取組み

1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、2014（平成26）年に介護保険法が改正され、「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議推進事業」が新たに包括的支援事業に位置づけられたことから、大阪市でもこれらの事業に取り組み、地域包括ケアシステムの構築を図ってきました。

しかしながら、今後ますます高齢者が増加し、複合化・複雑化した課題を抱える高齢者に対する支援・対応を行っていくことが重要となることから、これまでの取組みを踏まえつつ、2025（令和7）年までに地域包括ケアシステムを段階的に構築するとともに、2040（令和22）年を見据えて取組みを進める必要があります。

2015（平成27）年国勢調査によると、大阪市における65歳以上の高齢者のいる一般世帯47万4,420世帯のうち、ひとり暮らし高齢者世帯の占める割合は42.4%で、全国平均よりも15.1ポイント高く、政令指定都市の中では最も高くなっています。また、前回調査からの増は全国平均よりも小さかったものの、1995（平成7）年の国勢調査と比較すると、12.3ポイント増加しており、急速にひとり暮らし高齢者世帯が増加していることがわかります。

（P●・P● 「Ⅰ 総論 図表3-2-4、図表3-2-5、図表3-2-6」 参照）

大阪市高齢者実態調査によると、将来介護や支援が必要になった場合に希望する暮らし方としては、約55%の高齢者が「現在の住宅に住み続けたい」と回答されています。これは、3年前の調査の回答結果とほぼ同じであり、高齢者ができる限り住み慣れた地域で継続して暮らせるよう支援する必要があることを示しています。

（P● 「Ⅰ 総論 図表4-1-7」 参照）

今後も、高齢化の進展により高齢者のいる世帯が増加する中、専門的なケアや夜間を含めた24時間のケアを必要とする高齢者が在宅生活を継続していくためには、医療と介護等の連携体制について、必要なサービスが切れ目なく一体的に提供される仕組みの充実を図っていく必要があります。

また、介護が必要になっても、認知症になっても、可能な限り住み慣れた環境の中で暮らし続けることができるような地域づくりを進めるためには、「支援を必要としている人に気づく」、「ニーズに応じた適切な機関につなぐ」、「必要なサービスが届けられる」といった支援体制をさらに充実させていく必要があります。そのためには、専門職が協働して、地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える課題の解決に向けて継続的に支援していく機関として設置された地域包括支援センターの役割が一層重要となっています。

今後、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者が高齢者の介護を行う世帯、介護する人もされる人もいずれも認知症を患っているといった世帯の増加が想定されます。こうした世帯では、家族の介護力に限界があり、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医療、介護といった専門的なサービスの充実とともに、住民が主体となった身近な助け合いや孤立化を防止するための見守り等のさらなる取組みが必要となります。

（１）在宅医療・介護連携の推進

現状と課題

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年(令和 7 年)を目途に、大阪市においては、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の多職種が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが求められています。

大阪市高齢者実態調査（本人調査）によると、介護が必要となった場合の希望する暮らし方として、32.0%の方が「居宅介護サービスを受けながら、現在の住宅に住み続けたい」、22.7%の方が「家族などの介護を受けながら、現在の住宅に住み続けたい」と答えています。

（P ● 「Ⅰ 総論 図表 4－1－7」 参照）

大阪市では、これまで国が示す 8 つの事業項目（※）について、各区が中心となって、地区医師会等と連携しつつ医療・介護関係者等と取り組んできましたが、2021（令和 3）年度からは、より地域の実情に応じた取組みが可能となるよう、PDCA サイクルに沿った事業実施をさらに進めていきます。

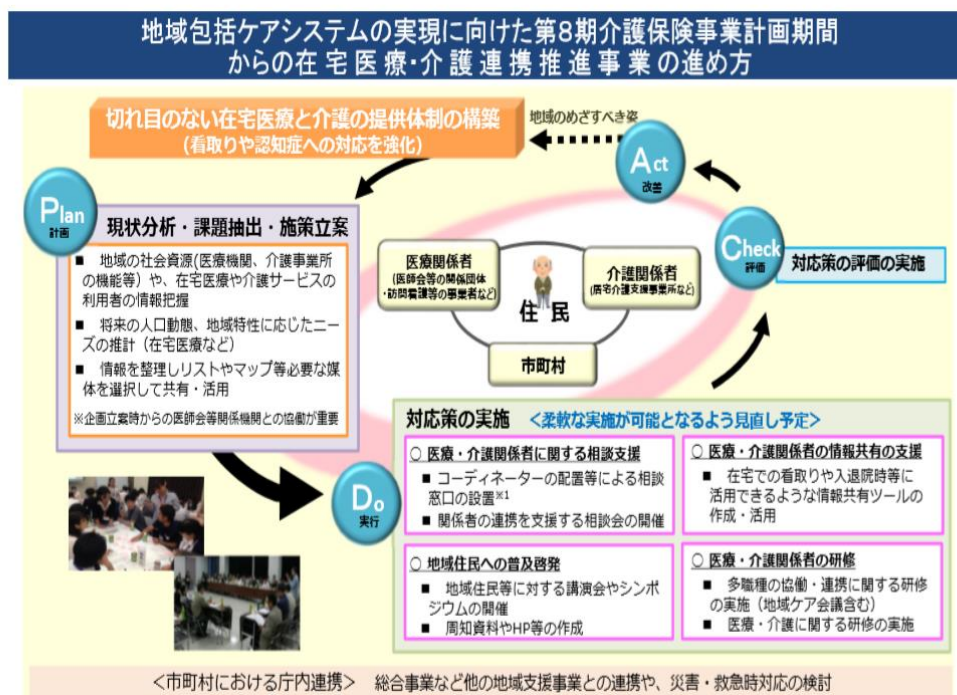
（図表 Ⅱ－1－1 参照）

※ 8 つの事業項目

- （ア）地域の医療・介護の資源の把握
- （イ）在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討
- （ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援
- （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援
- （カ）医療・介護関係者の研修
- （キ）地域住民への普及啓発
- （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

Ⅱ 重点的な課題と取組み ／第7章－1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実

図表 Ⅱ－1－1 在宅医療・介護連携推進事業の進め方



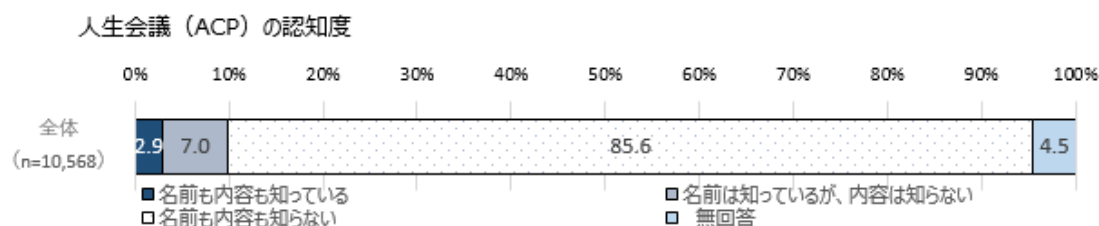
(厚生労働省「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」より)

大阪市では、高齢者人口が増加するにつれ、年々認知症高齢者数も増加しています。大阪市高齢者実態調査(本人調査)によると、認知症の人の支援に必要な事として、「認知症の早期発見への取組み」が最も多く 57.5%、「認知症に関する相談窓口の充実」が 42.5%となっています。(P●「Ⅰ 総論 図表4－1－11」参照)

また同じく、大阪市高齢者実態調査(本人調査)によると、人生会議(ACP)(※)の認知度について、85.6%の方が名前も内容も知らないと回答しています。

※人生会議(ACP)…もしもの時のために、自らが望む医療や介護について自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人達と前もって話し合い、共有すること。

図表 Ⅱ－1－2 人生会議(ACP)の認知度



在宅医療・介護連携を推進していくためには、認知症施策や看取りに関する取組みをさらに強化する必要がある、そのためにも今後総合事業などの他の地域支援事業との連携を図っていくことが求められています。

さらに、平時における在宅医療・介護連携の推進を図るとともに、感染症等の非常時においても医療・介護の連携が一層求められるため、医療・介護関係者等の連携体制や対応の検討を図っていく必要があります。

今後の取組み

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築をめざすため、以下の事項に取り組んでいきます。

1 現状分析・課題抽出・施策立案

各区において地域の実情にあった在宅医療と介護の連携を推進していくためには、各区の課題を把握・分析した上で課題解決に資する対応策を具体化することが必要です。そのためには、地域の医療・介護の社会資源等の現状把握をした上で、地域の関係団体等が参画する推進会議等において課題抽出及び分析・対応策の検討を図ります。

また大阪市では「大阪市在宅医療・介護連携推進会議」において、広域における課題に対する有識者からの意見を反映し、取組みを進めていきます。

2 対応策の実施

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進を図るため、医療と介護の橋渡し役を担う専任の在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置した「在宅医療・介護連携相談支援室」を設置し、医療・介護関係者等からの相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有が行える体制の構築をめざしていきます。

医療・介護関係者等や関係機関との連携を実現するには、「顔の見える関係」を構築することが重要であり、そのためには、「在宅医療・介護連携の推進」という同じ目的を共有できる研修を行うことで多職種連携の推進を進めていきます。

団塊の世代が75歳以上となる2025年には、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で療養などを受けながら暮らしを続けることができる社会を実現していくために、多職種が協働して支援を行うことで、在宅医療等を望む高齢者等が、いつまでも安心して在宅での生活を継続できるよう、在宅医療・介護連携における、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症への対応、感染症等の非常時の「各場面」での医療と介護の提供がより一体となるよう、多職種連携によるチームケア体制の構築をめざしていきます。

(図表 Ⅱ－1－2 参照)

図表 II-1-3 在宅医療の体制



（「厚生労働省在宅医療・介護連携推進事業の手引き」より）

地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係者の連携だけでなく、地域住民が在宅医療や介護について理解を深め、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できることも重要です。そのため、地域住民に対し、区民講演会の開催や広報紙・ホームページ等で普及・啓発を行うことで、理解の促進に努めていきます。

医療・介護関係者等が連携時に必要な情報を共有できるよう、情報共有ツールの活用を支援し、促進に努めていきます。

3 対応策の評価・改善

各区における地域実情を踏まえ、今後も柔軟な取組みを推進していくとともに、大阪市においては、これまで以上に総合事業など他の地域支援事業との連携強化を図りながら取組みを進めていきます。

(2) 地域包括支援センターの運営の充実（地域ケア会議の推進）

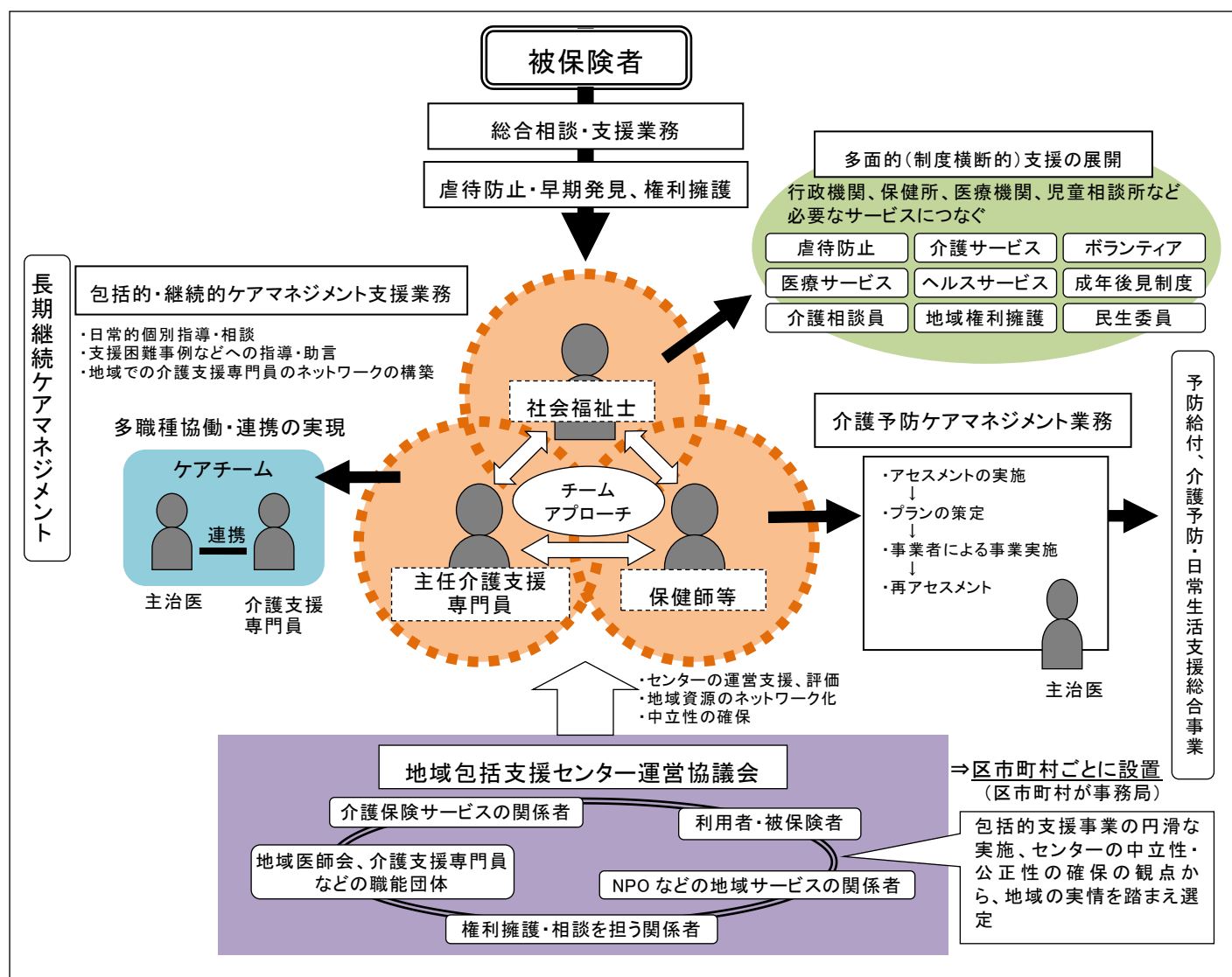
現状と課題

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために、総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントなどの必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアの推進の中核的役割を担う機関です。

地域包括ケアの推進のためには、専門職が協働して地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える課題の解決に向け、包括的かつ継続的に支援していく地域包括支援センターの役割が重要となります。

(図表Ⅱ－1－3 参照)

図表Ⅱ－1－4 地域包括支援センターの役割



大阪市では、よりきめ細やかなニーズ把握とそれに対応する高齢者支援のネットワークを構築できるよう、高齢者人口概ね1万人に対し1か所の地域包括支援センターを設置することとなっており、66か所の地域包括支援センターと、地域にお住まいの高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じるため、地域包括支援センターと連携した身近な総合相談窓口（ブランチ）を66か所設置しています。

地域包括支援センターの基本的運営に関しては、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第314号）において、市町村は、地域包括支援センターの現状と課題を的確に把握するとともに、①業務量及び業務内容に応じた適正な人員配置、②地域包括支援センター間及び行政との業務の役割分担の明確化と連携強化、③PDCAの充実による効果的な運営の継続という観点から、複合的に機能強化を図っていくことが定められています。

さらに、2018（平成30）年施行の改正介護保険法において、市町村及び地域包括支援センターに、事業評価が義務付けられ全国統一の評価指標も示されています。

大阪市では、地域包括支援センターが公正・中立性を確保し、適切に運営が行われているか等、事業運営状況等の報告や今後の事業のあり方について協議を行うため、有識者や関係機関・団体が参加する「大阪市地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。また、運営協議会には、地域包括支援センターの設置者を選定するための選定部会と事業内容の評価するための評価部会を設置しています。

大阪市においては、2006（平成18）年から事業評価を導入し、国の評価指標も踏まえながら、自己評価や客観的な評価基準による評価のしくみを、評価部会において構築してきました。これに基づいて地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）の運営体制・業務内容等の評価を実施しており、市内全域において包括的かつ継続的な支援体制が公平かつ中立に提供されることを担保し、専門機関として質の向上を図るための取組みを進めています。

また、区保健福祉センターにおいては、関係機関・団体が参加する「区地域包括支援センター運営協議会」を開催し、事業内容の評価や関係機関の連携調整などを行っています。

このように、毎年、受託者に対する包括的支援事業の評価の実施や、事業方針の提示を行うことにより、年々必要に応じた改善が行われるなど、地域包括支援センターの質の向上につながっています。

地域包括支援センターの活動状況は、相談件数、会議開催回数ともに年々増加しており、特に、高齢者やその家族からの介護・福祉などに関する相談を総合的に受け、必要に応じて訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐ「総合相談支援業務」は、

Ⅱ 重点的な課題と取組み / 第7章－1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実

近年、大幅に増加しています。また、高齢者虐待への対応、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止のための情報提供などを行う権利擁護に関する相談件数についても、著しく増加している状況です。

(図表Ⅱ－１－５ 参照)

図表Ⅱ－１－５ 地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）の活動状況

		2017(平成 29)年度		2018(平成 30)年度		2019(令和元)年度	
		地域包括支援センター	ブランチ	地域包括支援センター	ブランチ	地域包括支援センター	ブランチ
総合相談窓口(延べ)		353,867 件	77,050 件	395,587 件	78,082 件	418,883 件	82,535 件
うち、権利擁護に関すること		16,876 件	497 件	21,502 件	1,186 件	24,614 件	3,453 件
包括的・継続的ケアマネジメント	介護支援専門員個別相談件数	63,589 件	—	71,429 件	—	77,146 件	—
	居宅介護支援事業者連絡会議	970 回	—	961 回	—	873 回	—
	介護支援専門員への研修会	355 回	—	348 回	—	286 回	—
会議開催回数		11,853 回	1,489 回	12,627 回	1,558 回	12,289 回	1,316 回
うち、地域ケア会議		1,961 回	610 回	1,895 回	482 回	2,355 回	361 回

(大阪市福祉局)

「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議推進事業」の包括的支援事業の推進にあたっては、地域包括支援センターまたは実施主体である関係機関がお互いに連携して取り組んでいくことが重要であるが、地域包括支援センターは地域包括ケアの推進の中核的役割を担う機関であることから、そのために必要となる人員を地域包括支援センターに配置するなど、地域包括支援センターの体制の強化に取り組んできました。

また、認知症高齢者等の急増に対応するため、各区における認知症施策推進の中核となる拠点として、各区 1 か所の地域包括支援センターを「認知症強化型地域包括支援センター」と位置づけ、地域の認知症の人の発見力や対応力を強化する取組みを進めるために必要な要員の配置を行っています。

地域ケア会議については、地域包括支援センターの評価の仕組みの中で、①個別支援、②事例検証（ふり返り事例検証）、③地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ、④自立支援型ケアマネジメントの機能を持つ地域ケア個別会議の開催を位置づけ実施してきています。

「個別ケース検討の地域ケア会議からみえてきた課題」をまとめることにより、各地域包括支援センターが担当する圏域ごとの高齢者課題を整理・分析し、課題解決に向けて、地域と連携した具体的な取組みやその効果検証等を行ったうえで、各区の地

域包括支援センター運営協議会において報告してきているところです。

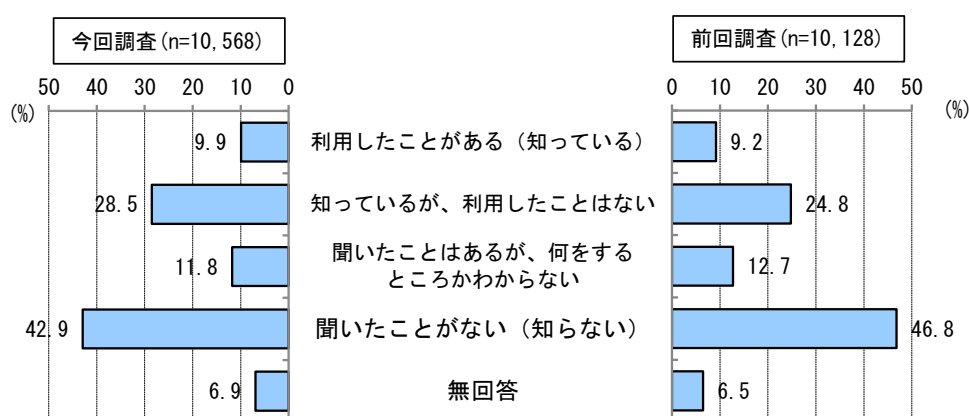
地域ケア会議を積み重ねることで、複合課題を抱える高齢者を多職種で連携して支援する高齢者支援のためのネットワーク構築を進めています。

また、新たに地域ケア会議が制度化されたことから、これまでの個別ケア会議に加えて、2015（平成 27）年度に市及び各区地域ケア推進会議を設置し、個別ケア会議から見てきた課題を政策形成につなげるための取組みを推進することとしました。今後は、これまで以上に取組みを推進し、実行性のあるものとして普及・定着させ、活用を図っていく必要があります。

地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）の認知度については、大阪市高齢者実態調査の結果にもあるように、「地域包括支援センター等を聞いたことがない」方が約 43%となっており、前回調査の約 47%より改善したものの、依然として認知度が低い状況であり、今後さらに、地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）の認知度の向上に向けて取り組んでいく必要があります。

（図表Ⅱ－１－６ 参照）

図表Ⅱ－１－６ 地域包括支援センターの利用状況



（出典：「高齢者実態調査報告書（本人調査）」2020(令和2)年3月 大阪市）

今後の取組み

地域包括支援センターは、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的役割を担う機関として期待されることから、複合的な機能強化が必要となってきます。

「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議推進事業」の包括的支援事業を推進し、さらに地域包括ケアシステムの推進を図っていくためには、地域包括支援センターが実施主体である関係機関と連携して取り組んでいくことが重要です。

特に、地域のつながり強化という観点から、地域包括支援センターが、居宅介護支

援事業所や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、地域における相談支援の機能を強化していくことが必要です。

加えて、介護離職の防止など、介護に取り組む家族等を支援する観点から、具体的な取り組みを推進します。

地域包括支援センターが、これらの役割を適切に担うことができるように、次のとおり地域包括支援センターの機能強化等に取り組みます。

- 高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応できる適切な人員体制の確保を図ります。人員体制は、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種以外の専門職や事務職の配置も含め、必要な体制を検討し、その確保に取り組めます。
- 委託者である大阪市が具体的な運営方針・目標・業務内容の設定を行い、地域包括支援センター間及び行政との業務の役割分担の明確化と連携強化を図ります。
- 地域包括支援センターの事業の評価にあたっては、包括的支援事業の実施に係る方針に沿った具体的な取組みの内容を評価項目とし、経年的に評価することで事業実施の成果を把握するとともに、評価項目については必要に応じて見直し、評価のさらなる充実を図ります。

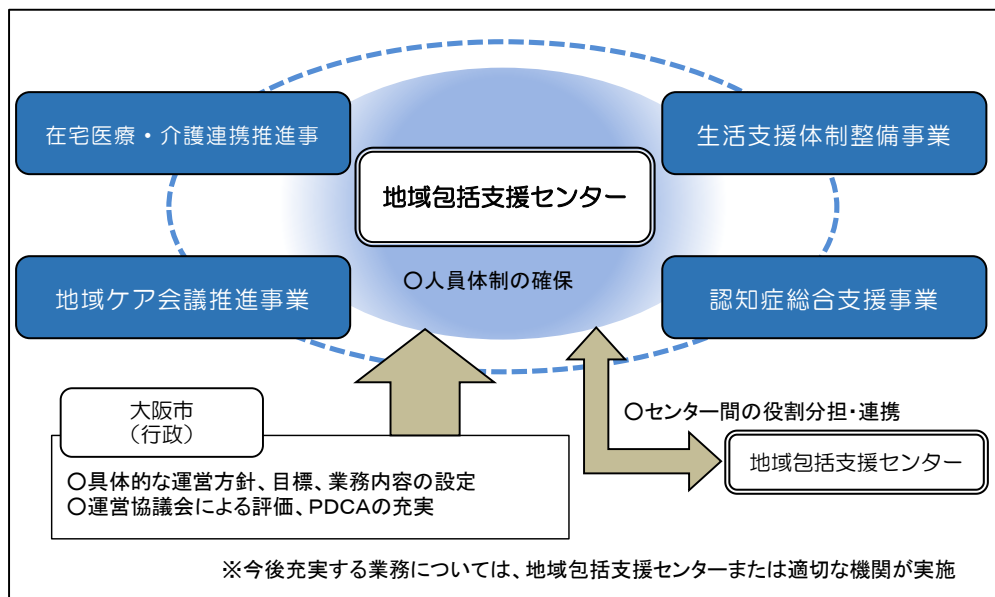
さらに、地域包括支援センターの事業に係る評価の結果から明らかになった課題や地域包括支援センターに求められている役割、ニーズに応じた研修を開催し、職員の質の向上に努めます。

地域ケア会議については、個別ケースの検討を行う個別ケア会議から地域課題の解決を検討する地域ケア推進会議まで一体的に取り組んでいきます。また、適切なサービスにつながっていない高齢者個人の生活課題に対して、単に既存サービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメントを、地域で活動する介護支援専門員が推進できるよう支援することが重要であることから、自立支援に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組めます。

地域包括支援センターの機能や役割を理解してもらえるよう、地域への周知・広報並びに事業の内容及び運営状況に関する情報の公表に努めるとともに、日ごろの地域での活動を通じて周知を図り、認知度の向上に努めます。

(図表Ⅱ－1－7、Ⅱ－1－8 参照)

図表Ⅱ－１－７ 地域包括支援センターの機能強化（イメージ図）



図表Ⅱ－１－８ 地域ケア会議から政策形成につなげる仕組み

